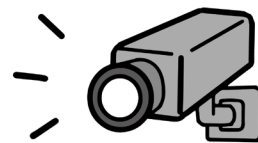


たつの市家庭用防犯カメラ設置費補助金のご案内

たつの市では、犯罪被害の防止と地域の防犯力向上のため、お住いの住宅敷地内に設置する『家庭用防犯カメラ』の購入・設置費の一部を補助します。

⚠️【重要】交付決定前に購入・設置したものは補助対象外です！

必ず、購入「前」にご相談・ご申請ください。



✓ 対象者（次のすべてを満たす方）

- ✓ 防犯カメラを設置する住宅に住んでおり、住民基本台帳に記録されている方
- ✓ 防犯カメラを設置する住宅及び敷地を所有している方（または、所有者等の同意を得ている方）
- ✓ 市税の滞納がない方 ✓ 暴力団員等に該当しない方（同居の方含む）

📷 対象となる防犯カメラ設備の要件（すべての条件を満たすもの）

- ✓ 住宅敷地内に設置すること（屋外に限る）
- ✓ 住宅や敷地、出入口に接する道路等を常時撮影すること
- ✓ 撮影画像を24時間かつ7日間以上記録できること
- ✓ 有効画素数が38万画素以上であること
- ✓ 夜間撮影が可能であること
- ✓ 未使用品であること
- ✓ カラー画像（夜間は人物等が識別できること）
- ✓ 防雨機能を有すること
- ✓ 追跡機能を有しないこと（当該機能を使用せずに運用する場合を除く）

⚠️ 注意事項

- ドアホン・インターホン機能付きは対象外
- リース購入は不可

補助金額

⚠️ 同一住宅につき1回限り

● 防犯カメラ購入・設置にかかる費用の **2分の1以内**

● 上限額 **1台当たり8万円、1世帯2台まで**

※台数は、カメラごとに1台として数えます。

※Wi-Fi 中継機器、スマートフォン、テレビ等の他用途で使用可能な機器に係る費用は対象外

【受付期間】

令和8年10月1日（木）～令和9年1月29日（金） ※詳しくはこちら➡

※予算に達し次第、受付を終了します。

（市ホームページ ）



お問い合わせ先

たつの市危機管理課 〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005 - 1 TEL 0791-64-3219

【申請の流れは、裏面をご覧ください。】

たつの市家庭用防犯カメラ設置費補助金 申請の流れ

STEP 1 申請書類の提出（防犯カメラ購入・設置前）※締切 令和9年1月29日

以下の書類を危機管理課へご提出ください。（郵送可）

1. 家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付申請書
2. 収支予算書
3. 誓約書
4. 防犯カメラ設置場所の位置図
5. 現況写真（防犯カメラ設置箇所全景写真及び撮影する画像データの想定写真）
6. 防犯カメラ等の仕様書の写し
7. 防犯カメラ等の見積書及び内訳書の写し
8. 住宅及び土地の所有確認書類（登記事項証明書や固定資産税納税通知書・課税明細書等）または所有者等の同意書

STEP 2 審査・交付決定（約2週間）

申請内容を審査の上、市から「交付決定通知書」、「防犯カメラ設置表示シール」及び「実績報告書」等を送付します。

STEP 3 防犯カメラ等の購入・設置

決定通知書が届いたら、防犯カメラを購入し、申請した位置に設置してください。

※領収書の宛名は、必ず補助金交付決定者「本人氏名」で発行を受けてください。

STEP 4 実績報告 ※締切 設置完了後 30 日以内又は令和9年2月26日の早い日

防犯カメラ設置完了後、「実績報告書」及び必要書類を危機管理課へご提出ください。

STEP 5・6 補助金額の確定・補助金の請求と交付（約4週間）

報告書の内容を審査の上、補助金額を確定します。

請求書をご提出いただき、市から指定口座へ補助金を振り込みます。

<防犯カメラ設置後の主な遵守事項（運用ルール）>

- 防犯カメラ設置表示シールの掲示：市が配布する「防犯カメラ設置表示シール」をカメラ周辺のわかりやすい場所に必ず貼ってください。
- プライバシーへの配慮：近隣の方の私的空間が映り込まないように、撮影範囲に十分配慮してください。
- 画像データの厳重な管理：警察への協力などを除き、撮影した映像を他人に見せたり渡したりすることは禁止です。データは厳重に管理し、不要になったら速やかに消去してください。
- 苦情等への対応：近隣の方から苦情や問い合わせを受けた場合は、設置者が責任を持って速やかに対応してください。

